

平成26年度 第4回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

2 議 題

(1) 第6期施設整備計画の方向性について

第6期施設整備計画の方向性（平成27年度～29年度）

1 第6期施設整備に当たっての考え方

（1）国の「第6期介護保険事業計画の基本指針（案）」の基本的な考え方

第6期計画以後の計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組みを本格化していく。

2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。

第6期：平成27年度～29年度	第7期：平成30年度～32年度
第8期：平成33年度～35年度	第9期：平成36年度～38年度

（2）本市の第6期施設整備に当たっての基本的な考え方

上記、国の基本指針（案）を踏まえ、第5期施設整備計画の基本的な視点、具体的な取組みの方向性を継承・発展させながら、負担と給付のバランスや過剰供給に留意しつつ着実に整備目標の達成に取り組む。

【基本的な視点と具体的な取組みの方向性】

ア 地域に根ざした高齢者福祉施設等の整備

できるだけ住み慣れた地域での生活の継続を支える地域密着型の理念を活かした施設の整備促進

- ①複合型介護老人福祉施設〔地域密着型介護老人福祉施設（29人以下の小規模特別養護老人ホーム）に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と小規模多機能型居宅介護とサロン機能を併設した施設〕の整備
- ②併設型事業所〔認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に小規模多機能型居宅介護、複合型サービス又は認知症対応型通所介護を併設した事業所〕の整備
- ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

イ 計画を着実に実現していくための方策を視野に入れた計画策定

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、
 - ・複合型介護老人福祉施設の新設
 - ・広域型介護老人福祉施設の新設
 - ・既存施設の増床の3手法を併用

- ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、
 - ・ 2ユニット（18人）の新設
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護との併設型での公募
 - ・ 小規模多機能型居宅介護との併設型での公募
 - ・ 複合型サービスとの併設型での公募
 - ・ 認知症対応型通所介護との併設型での公募
- ③特定施設入居者生活介護について
 - ・ 単独での公募
- ④小規模多機能型居宅介護については
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設型での公募
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設型での公募
- ⑤複合型サービスについては
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設型での公募
- ⑥認知症対応型通所介護について
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設型での公募
- ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護について
 - ・ 単独での公募

ウ サービスの質の確保の重視

整備目標を達成することは重要であるが、質の確保は不可欠であり、公募審査にあたっては引き続き、サービスの質を重視した評価を行い、質の確保に取り組む。

併設型での施設整備を行う理由

第4期、第5期に引き続き、複数のサービス種別を併設して整備を行う。

- ・ 在宅系のサービスと入所・入居系のサービスを複合的に組み合わせることにより、地域での生活の継続を希望する人にとっての選択の幅を広げることが可能となること
- ・ 将来的に在宅での生活が困難となった場合であっても、利用している在宅サービスに併設するグループホームへの入居や特別養護老人ホームへの入所申込が可能となること
- ・ 複数の事業所が一体的に運営されるため、具体的なケアの方法などに対する情報の共有や、研修の実施、職員の異動等により、事業所全体での質の向上が期待できるなど、運営する事業所にとって、一定のスケールメリットが考えられること

2 各施設サービス別の整備基本方針【介護保険サービス】

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※地域密着型含む

【現状】

ア 在宅介護が困難になった場合の入所施設として、今後もその役割は重要である。第4期、第5期計画において、介護老人福祉施設の整備を進めたことにより、施設定員数は大幅に増えており、近年待機者数は漸減傾向にある。

【整備方針の検討】

ア 利用者のニーズは依然として高いが、平成26年度に実施した「特別養護老人ホームの入所受入れに関する調査」では、空床が出た場合に次の入所者が決定するまでに行った声かけの人数は平均5.6人となっている（前回調査：平成23年度 平均4.1人）。また、入所辞退の理由では「将来に備えて申し込んでいる」「居宅サービス等を利用して在宅生活を希望する」といった緊急性のない申込者も増加しており、過剰供給に留意する必要がある。

イ 地域密着型の理念を活かして第4期計画より取り組んでいる地域密着型介護老人福祉施設に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と小規模多機能型居宅介護、サロンを組み合わせた「複合型介護老人福祉施設」について、引き続き整備を進める。

ウ 介護老人福祉施設全体の必要整備数を確保していくため、第4期、第5期計画と同様に、下記の3手法を併用して整備する。

- ①複合型介護老人福祉施設の新設
- ②広域型介護老人福祉施設の新設
- ③既存施設の増床

なお、整備形態は、ユニット型とする。

エ 整備量については、既存施設の整備状況、待機者の状況、市民ニーズ、今後の高齢化の推移等を踏まえながら、負担と給付のバランスにも留意し、在宅サービスと施設サービスとのバランスの取れた適切な整備量を設定する必要がある。

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【現状】

ア 認知症高齢者が、少人数を1ユニットとして、食事、入浴、排せつ等の生活全般のサポートを受けながら、家庭的な環境の中でスタッフとともに生活する居住系サービスである。高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数は増加しており、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の役割は、今後ますます重要となっていく。

イ 第4期、第5期計画において、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を進めたことにより、施設定員数は大幅に増えているが、施設の設置場所については、日常生活圏域で若干の偏在が見られる。

【整備方針の検討】

ア 認知症高齢者の増加に対応するため、第6期計画においても、整備を進める。

なお、整備数・整備箇所については、日常生活圏域毎の要支援2以上かつ認知症自立度Ⅱ以上の被保険者数に対する平成26年度末の定員数の割合（以下、充足率という。）を算出し、市内の平均充足率と比較して、充足率が低い圏域を優先的に整備する。

イ 整備方法としては、1事業所2ユニット（18床）の新設を基本とし、下記の4手法により整備を行う。

- ①地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護との併設
- ②小規模多機能型居宅介護との併設
- ③複合型サービスとの併設
- ④認知症対応型通所介護との併設

（3）介護老人保健施設

【現状】

ア 病状が安定期にある方が、看護や医学的な管理下での介護、必要な機能訓練や日常生活上の世話を受け、在宅復帰を目指す中間施設であり、これまでに計画的な整備を進め、比較的基盤整備が整っている。

イ 医療と介護の双方の機能を持ち、在宅復帰への中間施設としての役割を担う介護老人保健施設は、今後の地域包括ケアを構築していくうえでも重要な役割を担っているとして、第5期整備計画において100床の増床を行った。

【整備方針の検討】

ア 平成26年7月現在の入所率は約92%であり、平成23年度以降、漸減傾向にある。第5期における増床（100床）の影響を考慮し、第6期整備計画では整備を行わない。

（4）介護療養型医療施設

【現状】

ア 病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者が入所

する施設であるが、国の療養病床の再編により、医療の必要度に応じた機能分担を推進し、利用者の実態に即したサービス提供を図るため、介護療養型老人保健施設等へ転換し、平成23年度末までに制度廃止の予定であった。

イ しかし、全国的に介護療養病床からの転換が進んでいない現状を踏まえ、既存の介護療養病床については、転換期限を6年間延長し、平成29年度末までに制度を廃止することとなった。

なお、平成24年度以降の新設は認められていない。

ウ 本市においては、医療療養型医療施設や認知症対応型共同生活介護等への転換は少しずつ進んでいるものの、今後の転換については、本市の介護保険サービス意向調査によると、約23%が医療療養型医療施設への転換を予定しているほかは、ほとんどの施設が未定となっている。

※ 平成26年7月現在の市内の施設数 14施設（602床）

【整備方針の検討】

ア 介護療養病床の転換の進捗および影響については、今後の国の動向に注視し、検討していく必要がある。

(5) 特定施設入居者生活介護

【現状】

ア 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウス等が特定施設入居者生活介護事業者としての指定を受けて、入居する要介護者に対して、介護や日常生活上の世話などの介護サービスを提供する事業所である。

イ 市内の特定施設入居者生活介護事業所はすべて混合型であり、現在、市内に43施設が整備されている。市内の介護付有料老人ホームの定員に対する要介護者（要介護1～5）の利用率は、平成25年度では80.1%となっている。なお、要支援者の利用率は約10%である。

ウ 特定施設入居者生活介護事業所は、要支援や要介護1～2など比較的軽度な状態から入所でき、整備を行うことで、介護老人福祉施設の待機者の改善にもつながる。

【整備方針の検討】

ア 平成26年7月現在、介護付有料老人ホームの入居率全体が89%であり、住宅型有料老人ホームの整備も進んでいる現状もあることから、第6期整備計画では、現状の要介護者の利用率を維持することを基本に整備を行いたい。

(6) 小規模多機能型居宅介護（在宅サービス）

【現状】

- ア 小規模多機能型居宅介護は、介護が必要になっても在宅生活を継続していけるよう、「通い」を中心に、必要に応じて「宿泊」、「訪問」のサービスを組み合わせて、24時間365日、在宅生活を総合的に支援するサービスである。
- イ 第5期計画では事業所数が20か所増加し、平成26年度末時点で48事業所となる見込みである。

【整備方針の検討】

- ア 整備に当たっては、住み慣れた地域での在宅生活を支援するサービスであるため、日常圏域毎のバランスに留意しながら整備を進める。
- イ 下記の2手法により整備を行う。
- ①地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設
 - ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設

(7) 複合型サービス（在宅サービス）

【現状】

- ア 小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できるサービスであり、在宅の医療ニーズの高い要介護者を支援するサービスとして、その役割が今後ますます重要となっていく。
- イ 平成24年度に創設されたサービスであり、平成26年度10月時点で、1か所が整備されている。

【整備方針の検討】

- ア 介護と看護を一体的に提供できるサービスであり、地域包括ケアシステムの構築のためにも重要な役割を担うものであることから、第6期計画においても整備を進める。
- イ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設等により整備する。

(8) 認知症対応型通所介護（在宅サービス）

【現状】

ア 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）は、認知症高齢者を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供するサービスである。

イ 平成26年度10月時点で、35か所の事業所が整備されている。

【整備方針の検討】

ア 今後も増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との併設等により整備を進める。

(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（在宅サービス）

【現状】

ア 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期の巡回訪問と随時の対応を行うサービスであり、中重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるサービスである。今後の地域包括ケアを構築するうえで、その役割がますます重要となっていく。

イ 平成24年度に創設されたサービスであり、平成26年度10月時点で、4か所が整備されている。

【整備方針の検討】

ア 医療ニーズが高い要介護者の在宅生活を支えるサービスであり、第6期計画においても整備を進める。

イ 単独の公募等により整備する。

ウ 既存事業所のサービス提供圏域とのバランス等に留意しながら整備を進める。

3 各施設サービス別の整備基本方針【介護保険外サービス】

(1) 軽費老人ホーム

【現状】

ア 60歳以上の人で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、又は高齢などのため独立して生活するには不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人が入所する施設である。

イ 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、市内に18施設あり、定員に対する利用率は、平成25年度で定員720人に対し、693人（年平均）で96.2%となっている。また、経過型軽費老人ホーム（A型）は、市内に7施設あり、定員に対する利用率は、平成25年度で定員400人に対し、387人（年平均）で96.8%となっている。

【整備方針の検討】

ア 利用率は96%前後で推移しており、また、民間事業者による有料老人ホームや新しく創設されたサービス付高齢者向け住宅などの整備が進められていることから、第6期計画において新規整備は行わない。

(2) 養護老人ホーム

【現状】

ア おおむね65歳以上で、家庭環境上の問題があり、かつ、経済的に困窮しており、自宅において生活することが困難な人が入所する施設である。

イ 市内に9施設あり、定員に対する利用率は、平成25年度で定員570人に対し、544人（年平均）で95.5%となっている。

【整備方針の検討】

ア 利用率は、95%前後で推移し安定していることから、第6期計画において新規整備は行わない。

【参考】第5期施設整備計画の実施状況（平成24年度～26年度）

1 第5期施設整備に当たっての考え方

（1）基本的な考え方

整備目標を達成した第4期施設整備計画の基本的な視点、具体的な取組みの方向性を継承・発展させながら、「第4期計画策定時に見通した平成26年度までの目標の達成と今後の地域包括ケアの構築に向けた取組みを推進する」という方針に沿って、整備を進めた。

（2）基本的な視点

- ア できるだけ住み慣れた地域での生活を支える地域密着型の理念を活かした施設の整備を促進する。
- イ 第4期整備計画に引き続き、計画を着実に実現していくための方策を視野に入れた計画を策定する。
- ウ 整備目標を達成することは重要であるが、質の確保は不可欠であり、公募審査に当たっては、引き続き、サービスの質を重視した評価を行い、質の確保に取り組む。

（3）具体的な取組み

- ア 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、単独型ではなく、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護との複合型による整備としたほか、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護の併設型での整備等を行った。
- イ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、複合型介護老人福祉施設の新設、広域型介護老人福祉施設の新設、既存施設の増床の3手法を併用した。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や介護老人保健施設の増床を行った。
- ウ サービスの質の確保のため、施設種別によって柔軟に評価基準や配点を見直したほか、評価の内容を選定結果通知に明記して市ホームページ上に掲載し、誰にでも選定理由がわかるようにした。

2 第5期の整備目標と達成状況

	23年度末 整備数		計画期間中の 増加量 (目標)		H26.9月末 現在実績 (選定ベース)	26年度末 整備数 (目標)	
	箇所	定員	箇所	定員	定員	箇所	定員
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	59	4,159	12	874	874	75	5,033 ※
広域型(30人以上)	48	3,840	6	700	660	54	4,459
地域密着型(29人以下)	11	319	6	174	214	21	574
介護老人保健施設	35	2,870	0	100	100	36	2,970
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	129	1,837	15	360	360	144	2,181
計	223	8,866	27	1,334	1,334	255	10,184

小規模多機能型居宅介護	33	785	18	450	474	48	1,171
-------------	----	-----	----	-----	-----	----	-------

特定施設入居者生活介護 (混合型)	36	2,092	—	750	750	47	2,842
----------------------	----	-------	---	-----	-----	----	-------

※ 平成26年度末の介護老人福祉施設について、整備目標どおり公募・選定を行い、増加量(新設・増床)は目標どおり達成の見込みである。なお、増床については、広域型と地域密着型の間で区分異動(全体の床数に変更なし)があった。

3 第5期計画における公募応募状況

	第5期計画 増加量	増加量内訳	公募実施	応募状況 (選定結果)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	874人			
広域型・大規模 (30人以上)	700人	新設 120人×3か所 100人×3か所	6か所公募	応募11 (選定6)
		増床 20人×2か所	2か所公募	応募2 (選定2)
地域密着型・ 小規模 (29人以下)	174人	複合型 29人×6か所	6か所公募	応募10 (選定5)
			【再公募】 1か所公募	応募4 (選定なし)
			【再々公募】 1か所公募	応募2 (選定1)
介護老人保健施設	100人	増床 50人×2か所	2か所公募	応募2 (選定2)
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	360人	複合型 18人×6か所	6か所公募	応募計16 (選定6)
		併設型 18人×9か所	【第1回】 6か所公募	応募8 (選定6)
			【第2回】 3か所公募	応募6 (選定2)
			【第2回再公募】 1か所公募	応募4 (選定1)
増床 9人×10か所	10か所公募	応募9 (うち辞退1) (選定8)		
計	1334人	—	—	—

小規模多機能型 居宅介護	450人	複合型 25人×6か所	6か所公募	応募計16 (選定6)
		併設型 25人×9か所	9か所公募	応募計18 (選定9)
		単独型 25人×3か所	3か所公募	応募0 ※手上げで4か所 指定(99人分)

特定施設入居者 生活介護	750人	特例措置 100人×1か所	1か所	1か所選定
		既存の住宅型有料老人 ホームからの転換	6か所公募	応募6 (選定6)
		新設分	4か所公募	応募11 (選定4)